

通勤手当に関する規則

〔平成18年10月30日〕
規則第11号

改正 平成20年3月31日規則第9号 平成25年2月21日規則第1号

通勤手当に関する規則(平成7年北但行政事務組合規則第23号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成18年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)第16条の規定による通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
(準用)

第2条 通勤手当に関しては、豊岡市職員の通勤手当に関する規則(平成17年豊岡市規則第44号)を準用する。この場合において、「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊岡市条例第39号)」とあるのは「職員の勤務時間等に関する条例(平成7年北但行政事務組合条例第17号)」に、「市長」とあるのは「管理者」に、様式第1号中「豊岡市職員の通勤手当に関する規則第3条」とあるのは「通勤手当に関する規則」に、様式第1号中「総務部職員課」とあるのは「総務課」に、様式第1号中「豊岡市職員の通勤手当に関する規則」とあるのは「通勤手当に関する規則」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の通勤手当に関する規則(平成7年北但行政事務組合規則第23号)の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。

附 則 (平成20年3月31日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日規則第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。